

声 明

1. いわれなくJR「採用」を拒否され、二度にわたる不当解雇を強制された組合員の当然の請求を、一審に続き棄却した本日の判決は、社会正義をふみにじり、憲法にも保証された労働者の諸権利を空文に等しいものとする暴挙である。
2. 国鉄分割・民営化の過程で、国家の名による膨大な不当労働行為が吹き荒れた事実は、すでに200件にも及ぶ各地方労働委員会、中央労働委員会の命令によって公知の事実である。JR採用差別事件についても、全国18の地方労働委員会が、すべてJRの不当労働行為を認定している。これは、現代日本の労資関係史上において、その規模と政治的背景から見て古今未曾有の重大な事件である。
本来ならば、裁判所は、その事実のすべてをつぶさに調べ、明るみにださなければならないはずである。にもかかわらず、裁判所は、一審も含め一切の事実調べを拒否したのである。審理を尽くすこともなく下された判決は、すでに社会的にも広く指弾されている違法行為を隠ぺいし、歴史を逆行させるものと言わざるを得ない。
3. われわれは、本日の判決によって、「国鉄改革法」という「法」の本質が、国家の名による不当労働行為の制度化に他ならなかったこと、国鉄の分割・民営化が、「国鉄再建」に名をかりた国鉄労働運動解体攻撃に他ならなかったことが、より一層明確になったと考える。
4. 現在、国鉄清算事業団の抱える長期債務は年々増大し、JR貨物、JR三島の経営が深刻な危機に陥るなど、「国鉄改革」が惨憺たる失敗に終わろうとしていることを背景として、これを糊塗するためにも、政府の手によって、JR「採用差別事件」をはじめ、JRをめぐる膨大な不当労働行為問題の政治的な幕ひきをはかろうとする動きが表面化している。本日の判決は、このような動きとも軌を一にした、きわめて政治的な反動判決であると言わざるを得ない。
5. われわれは、本日を新たな出発点として、解雇撤回・原職復帰をわが手にかけとる日まで、闘いをさらに強化する決意である。

1995年5月23日

国鉄千葉動力車労働組合

丁
R
採
用
差
別
公
判
控
訴
棄
却
を
弾
劾
す
る
!!